

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧					新																										
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この任意約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 携帯・自動車電話事業者</td> <td>電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>13 PHS事業者</td> <td>電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> </tbody> </table>					用語	意味	1～11(略)	(略)	12 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	13 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この任意約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 携帯・自動車電話事業者</td> <td>無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>13 PHS事業者</td> <td>電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>14～33(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>34 PPPoE方式</td> <td>IP通信網(インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(収容局ルータ、中継局ルータ、その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備に限ります。)をいいます。以下同じとします。)内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</td> </tr> <tr> <td>35 IPoE方式</td> <td>IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式</td> </tr> </tbody> </table>					用語	意味	1～11(略)	(略)	12 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者	13 PHS事業者	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者	14～33(略)	(略)	34 PPPoE方式	IP通信網(インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(収容局ルータ、中継局ルータ、その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備に限ります。)をいいます。以下同じとします。)内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式	35 IPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式
用語	意味																														
1～11(略)	(略)																														
12 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者																														
13 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者																														
用語	意味																														
1～11(略)	(略)																														
12 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者																														
13 PHS事業者	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者																														
14～33(略)	(略)																														
34 PPPoE方式	IP通信網(インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(収容局ルータ、中継局ルータ、その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備に限ります。)をいいます。以下同じとします。)内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式																														
35 IPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式																														
<p>第5章 責務 第1節 保守 (ローミング等に係る譲渡の承認) 第10条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。</p>					<p>第5章 責務 第1節 保守 (ローミング等に係る譲渡の承認) 第10条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。</p>																										
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-3 IP通信網県間区間伝送機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP通信網県</td> <td>接続約款第5条(標準的な接続)</td> <td>LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの</td> <td>1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					区分		単位	料金額	備考	IP通信網県	接続約款第5条(標準的な接続)	LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	(略)	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-3 IP通信網県間区間伝送機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP通信網県</td> <td>接続約款第5条(標準的な接続)</td> <td>LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの</td> <td>1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					区分		単位	料金額	備考	IP通信網県	接続約款第5条(標準的な接続)	LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	(略)		
区分		単位	料金額	備考																											
IP通信網県	接続約款第5条(標準的な接続)	LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	(略)																											
区分		単位	料金額	備考																											
IP通信網県	接続約款第5条(標準的な接続)	LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	(略)																											

間区 間伝 送機 能	続箇所) 表 中第7欄 で接続し、 IP通信 網県間伝 送路を利用 して伝送を行 う機能	ATMインタフェース により135Mb/sまでの 符号伝送が可能なもの	1ポートごとの 135Mb/sまでの 符号伝送ごとに 月額		
		Iインタフェースによ り1.5Mb/s又は6Mb/s の符号伝送が可能なもの	1ポートごとの 1.5Mb/s又は6 Mb/sの符号伝送 ごとに月額		
		LANインタフェース により1Gb/sの符号伝 送が可能なもの	1ポートごとの 1Gb/sの符号伝 送ごとに月額	1,560,000円	
		LANインタフェース により10Gb/sの符号伝 送が可能なもの	1ポートごとの 10Gb/sの符号伝 送ごとに月額	4,680,000円	

間区 間伝 送機 能	続箇所) 第 1項の表 中第7欄 で接続し、 IP通信 網県間伝 送路を利用 して伝送を行 う機能	ATMインタフェース により135Mb/sまでの 符号伝送が可能なもの	1ポートごとの 135Mb/sまでの 符号伝送ごとに 月額			り接続 を行う 業者に 適用し ます。	
		Iインタフェースによ り1.5Mb/s又は6Mb/s の符号伝送が可能なもの	1ポートごとの 1.5Mb/s又は6 Mb/sの符号伝送 ごとに月額				
		LANインタフェース により1Gb/sの符号伝 送が可能なもの	1ポートごとの 1Gb/sの符号伝 送ごとに月額	1,360,000円			PPP oE方 式及び IPoE 方式 により 接続を 行う事 業者に 適用し ます。
		LANインタフェース により10Gb/sの符号伝 送が可能なもの	1ポートごとの 10Gb/sの符号伝 送ごとに月額	3,540,000円			
		LANインタフェース により100Gb/sの符号 伝送が可能なもの	1ポートごとの 100Gb/sの符号 伝送ごとに月額	9,210,000円		IPoE 方式 により 接続を 行う事 業者に 適用し ます。	

附 則 (平成26年3月27日西設相制第170号)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。